

## 意見公募要領

### 1 意見公募対象

- ・電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案
- ・平成六年郵政省告示第七十二号（端末設備であって電波を使用するものうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件）の一部を改正する告示案
- ・平成十六年総務省告示第九十九号（端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件）の一部を改正する告示案
- ・平成二十三年総務省告示第八十七号（インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電氣的条件等を定める件）の一部を改正する告示案
- ・平成二十五年総務省告示第百四十七号（端末設備等規則の規定によることが著しく不合理なインターネットプロトコル移動電話端末等及びその条件等を定める件）の一部を改正する告示案
- ・平成三十一年総務省告示第三十号（インターネットプロトコル移動電話端末又は自営電気通信設備であって、インターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるものの送信タイミングの条件等を定める件）の一部を改正する告示案

### 2 意見公募の趣旨・目的・背景

4Gで使用されている周波数帯への5Gの導入及び5Gと互換性のあるBWA方式の導入に向けた電波法施行規則等の一部改正案を踏まえ、電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）や端末設備等に関連する告示について、所要の規定の整備を行うものです。

### 3 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口（e-Gov）(<https://www.e-Gov.go.jp/>)の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ(<https://www.soumu.go.jp/>)の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供するとともに配布することとします。

### 4 意見の提出方法

以下(1)の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

以下(2)～(4)のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡

先(電話番号又は電子メールアドレス)を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームから御提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、(2)により提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス:jigyouseido\_atmark\_ml.soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 宛て

※迷惑メール防止のため、@を「\_atmark\_」と表示しています。メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を@に直してください。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口(e-Gov)を極力御利用いただきますよう、御協力の程よろしく願います。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。)

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 宛て

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類: CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式: テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。)

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(4) FAX を利用する場合

FAX 番号: 03-5253-5838

総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 宛て

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

## 5 意見提出期間

令和2年7月18日(土)から同年8月21日(金)まで  
(郵送の場合、締切日の消印有効)

## 6 留意事項

- ・意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載してください。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口(e-Gov)及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名(法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名)、住所(所在地)、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名(法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。)を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください(連絡担当者の氏名は公表しません。)
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集の対象以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

## 連絡先窓口

総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課

担当:渡部統括補佐、古田係長

電話:03-5253-5836

FAX :03-5253-5838

電子メールアドレス:jigyouseido\_atmark\_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「\_atmark\_」と表示しています。メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を@に直してください。

様式

意見書

年 月 日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部事業政策課 宛て

郵便番号  
(ふりがな)  
住 所  
(ふりがな)  
氏 名  
電話番号  
電子メールアドレス

注 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案等に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙には意見の対象となる条文等を明記すること。

該当箇所	意見
	<p>【総務省案】</p> <p>*****</p> <p>【意見】</p> <p>*****</p>